

日増しに秋も深まってまいりました。先日田舎から届いた段ボールの底に沢山の柿が入っていました。皆さま、お元気で過ごしのことと思います。今月はワールドカップ(W杯)ブラジル大会アジア3次予選が行われます。第4戦、タジキスタン戦(11/11 首都ドゥシャンベ=日本時間 18:00 キックオフ)ドゥシャンベはタジキスタン共和国の首都です。都市名はタジク語の「月曜日」という意味で月曜に市場が開かれた村から急成長したためドゥシャンベと名付けられたそうです。第5戦、北朝鮮戦(11/15 平壤=16:00 キックオフ)試合会場となる競技場は5万人を収容し、ピッチは2006年に整備された人工芝です。どちらもアウェイでの戦いとなります。先制点をとって、試合を優位に進めたい日本代表!岡崎か、李、それとも香川か、ハーフナー、早めにゴールを一発決めてくれるといいですね。(中村)

成年後見制度をご存知ですか?

建設業許可申請や宅地建物取引業免許申請など申請書に添付する確認書類として、役員の「登記されていないことの証明書」という書類があり、これは成年後見制度に登記されていないことを証明する書類になります。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。制度には大きく分けて下記の2つがあります。

○ 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

○ 法定後見制度

「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっており、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など (注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 (注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部) (注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2)(注3)(注4)	同上 (注1)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左 (注1)

(注1)本人以外の者の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2)民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注3)家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

(注4)日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

上記制度の問い合わせ先 法務省民事局参事官室 03-3580-4111

(山中、中山、森)

建設業Q&A

Q、個人で許可を持っていますが、今度、息子に代替える予定です。許可は継承することができますか。

A、現在の許可が個人に対してのものなので、ご子息が新たに事業主となった場合には、ご子息の名前で新規に許可を取得することになります。

そのほか、個人から法人にした場合にも、同様に法人として新規に許可を取得する必要があります。(森)

酉の市

酉の市は、11月の酉の日に行われる、商売繁盛、開運招福を願うお祭りで、東京浅草の鷲神社をはじめ、各地の鷲神社、大鳥神社で行われます。

酉の市といえば熊手ですが、熊手はものを取り込む、はき集めることから福を招く縁起物になりました。熊手は、年々大きいものに替えていくのがよいとされています。今年の酉の日は、2日、14日、26日になります。11月に「三の酉」まである年は、火事が多いという俗説があるので例年以上に火の取扱いにはご注意ください!(森)